

新生信託銀行株式会社との間の裁判結果について

1. 判決の概要

本日、当社と新生信託銀行株式会社（以下「新生信託」といいます）の間で行なわれていた、株式会社 SFCG（以下「SFCG」といいます）の債権を当社、新生信託が二重に譲渡を受けた件に関する訴訟について、判決が言い渡されました。

判決は、新生信託の主張を認め、新生信託への金銭の支払いを当社に命じる内容となっております。

2. 今後の当社の対応

(1) 当社の主張が認められなかったことは大変に遺憾であり、控訴いたします。

(2) ① 当社は、本件訴訟の対象となっている債権以外に、本件と同様の状況にある SFCG からの譲り受け債権を保有しております。

本件判決をいただいたことにより、他の同種の二重譲渡債権の資産価値についても検証を行う必要があると考えております。

また、SFCG からの債権の買取に関して SFCG から取得した担保の価値等についても再評価を行っているところです。

② 引当金の計上の時期、金額等につきましては、監査法人等との協議を踏まえつつ、こうした検証を行ったうえで、検討してまいります。

以上

---

**本件についてのお問い合わせ先**

日本振興銀行株式会社 : 〒101-0048 東京都千代田区神田司町 2-7 日本振興ビル

: 電話 03-5217-0010

経営管理室 : 山内